



国官参物第108号

平成28年11月25日

一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会  
会長 細見典男 殿

国土交通省

大臣官房参事官（物流産業）川上 泰司



租税特別措置法施行規則第6条の3、第20条の22及び  
第22条の43に基づく地方運輸局長等の証明について

租税特別措置法施行規則第6条の3、第20条の22及び第22条の43に基づく地方運輸局長等の証明については、別添様式等により申請及び証明を行うこととするので通知します。

また、同証明の申請手続要領を送付しますので、関係者に周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、平成28年9月30日以前に、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が、平成29年3月31日以前に取得又は建設をした倉庫用の建物等については、従前の例によるものとします。